

「男女生き生き企業」表彰実施要綱

（目的）

第1条 この表彰は、職場における女性の活躍推進及び働き方の見直し等に関する優れた取組を行っている企業、事業所及び団体（以下「企業等」という。）を表彰し、優良事例として広く紹介することにより、企業等における女性活躍の取組意欲を高め、具体的な取組を促進することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 「男女生き生き企業」の認定を受けている企業等のうち、女性の活躍推進及び働き方の見直し等に関する優れた取組を行っている企業等を表彰の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象としない。

- (1) 応募時に県税の滞納がある場合
- (2) 表彰結果及び取組内容の公表に同意しない場合
- (3) 直近3年間に営業停止処分以上の行政処分を受けたことがある場合
- (4) 前各号の他、重大な法令違反など、極めて不適切な事由がある場合

（表彰の種類）

第3条 表彰は、企業規模別に、「男女生き生き企業最優秀賞」及び「男女生き生き企業優秀賞」を設け、知事賞として表彰する。

（表彰回数）

第4条 同じ賞の表彰は、原則、1企業等1回までとする。

（募集方法）

第5条 表彰の候補となる企業等は、「男女生き生き企業」コンテストとして公募する。

2 公募に関して必要な事項は別に定める。

（表彰基準）

第6条 表彰基準は別表のとおりとする。

（選考方法）

第7条 知事は、別に定める選考委員会の審査に基づき、表彰企業等を決定する。

（応募企業等調査の実施）

第8条 栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課は、必要に応じて応募企業等の調査を行うことができるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日から施行する。